

第 16 回

美方町・村岡町・香住町
合併協議会 会議録

平成 16 年 9 月 20 日

第 16 回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 9 月 20 日 (月) 午前 9 時 00 分 ~ 午後 12 時 26 分
 場 所 美方町高齢者生活支援センターいこいの里

出席者

協議会委員 (計 22 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
上 田 節 郎	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	上 田 孝
本 城 繁 信	板 坂 公 二	橘 秀 夫
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	伊 藤 誠
井 上 一 郎	井 上 源 一	岡 田 久 子
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	中 村 暁
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	
水 間 徳 子	三 好 忠 男	

幹事会 (計 8 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
田 野 新 一	中 村 一 治	大 滝 正 博
西 村 吉 弘	太 田 培 男	米 田 稔
吉 田 博 昭	杉 谷 信 義	

事務局 (計 9 名)

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	清 水 幸 信
穴 田 康 成	邊 見 泰 正	田 尻 幸 司
吉 村 松 雄	川 戸 英 明	中 村 貴 志

欠席者

協議会委員 (計 2 名) 幹事会 (計 1 名)

香 住 町	香 住 町
柴 崎 一 秀	谷 岡 喜 代 司
村 瀬 晴 好	

顧問 (計 3 名)

但 馬 県 民 局 長	兵 庫 県 議 会 議 員	兵 庫 県 議 会 議 員
西 村 良 二	中 村 茂	丸 上 博

傍 聴 人 15 人

第16回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成16年9月20日(月)

ところ：美方町高齢者生活支援センター
いこいの里

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第30号 第8回新町まちづくり計画検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第61号(継続) 福祉関係事務事業の取扱い(その3)について

協議第62号(継続) その他協議が必要な事務事業の取扱いについて

協議第63号(継続) 地域自治区の取扱いについて

協議第64号 合併協定項目の変更について

協議第65号 字名の取扱いについて

協議第66号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第67号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

協議第68号 新町まちづくり計画について

6 その他

(1) 第17回協議会の開催について

日 時 平成16年9月29日(水) 13:30~

場 所 村岡町老人福祉センター

議 題(予定)

報告第31号 新町まちづくり計画について

合併協定書について

合併協定項目の合併時までの調整について

(2) 合併協定調印式について

日 時 平成16年10月2日(土) 13:00~

場 所 香住町中央公民館

7 閉 会

藤原事務局長 ただいまから第16回の合併協議会を始めさせていただきますが、最初に吉田議長の方から開会宣言と御挨拶を頂戴したいと思います。

吉田議長 それでは、3町合併協議会会議運営規程第4条第1項の規定に基づきまして、第16回3町合併協議会の開会を宣言いたします。

皆様、改めましておはようございます。何かとお忙しい中、またきょうは休日のことでいろいろ行事等も予定されていると、このように思う中、出席していただきまして誠にありがとうございます。

本日も内容たくさんの協定項目もございますけれど、何とぞ妥当適切な結論が出ますように協力のほどをよろしく願いまして、簡単ではございますけれど、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日は大変御苦労さまです。

それでは次に、会長の岩槻村岡町長が御挨拶を申し上げます。

岩槻会長 おはようございます。もう御承知のように相当水稻の刈り取りも進んでまいりましたし、中には秋祭りの行われる集落もあるわけでございまして、秋そのものでございますが、きょうは第16回の合併協議会を御案内申し上げました。先程ございましたように、きょうはお休みでございますが万難を排して御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

もう回も重ねること、先程申しますように16回でございまして、皆様の大変な御精励をいただき、御指導、御協力もいただきまして、概ね終わりの段階を迎えつつあるわけでございます。

そういった中で、きょうは報告案件1件、協議案件8件御審議いただくようにいたしておりますので、慎重御審議をいただきまして、適切なる御議決を賜りますように心からお願い申し上げる次第でございます。

但馬県民局からは間参事さん、それから今井主幹、お越しもいただいておりますし、傍聴の皆さんもお運びいただいております。心から感謝とお礼申し上げます。最初の開会の御挨拶といたします。どうかよろしく願い申し上げます。

吉田議長 それでは会議の成立につきまして、事務局長から報告させます。
事務局長。

藤原事務局長 御報告申し上げます。

本日は香住町の柴崎委員と村瀬委員が所用で御欠席の通知をいただいております。従いまして、委員総数24名のうち本日の出席は22名でございますので、会議が成立いたしておりますことをここに御報告申し上げます。

なお、3人の顧問につきましては、それぞれ所用がございまして、御欠席の通知をいた

だいておりますので合わせて御報告いたします。以上でございます。

吉田議長 次に3町合併協議会会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名いたします。

美方町の中村治泰委員、香住町の中村曉委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速ですが議題に入りたいと思います。

報告第30号、第8回新町まちづくり計画検討小委員会についてを議題とし、事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは会議資料の1ページをご覧いただきたいと思います。報告第30号、第8回新町まちづくり計画検討小委員会について。第8回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。平成16年9月20日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

第8回新町まちづくり計画検討小委員会について。第8回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 議案の朗読が終わりました。

続きまして報告第30号につきまして、委員長の井上さんから報告をお願いいたします。

井上新町まちづくり計画検討小委員会委員長 第8回新町まちづくり計画検討小委員会の報告について。第8回新町まちづくり計画検討小委員会を9月8日に開催したので、3町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

出席者21名。

協議事項。新町まちづくり計画(案)について。

審議経過。本小委員会においてこれまでまとめた新町まちづくり計画(案)について、事務局より県からの修正・変更事項等の説明を受けた。全般的な意見交換が行われ、魚類残渣の適正処理について意見があり、一部字句追加することが確認された。2番、財政計画について事務局より前提条件等の説明を受け、意見交換を行った結果、原案どおり確認された。これをもって全体会に提案し、県への新町まちづくり計画の正式協議に付することとした。以上です。

吉田議長 報告は終わりました。

報告に対しまして質疑ございましたら、挙手をお願いします。

なお、これ以降の質疑、意見につきましては、発言の際は町名、氏名を述べてから御発

言ください。

では質疑を受けます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りたいと思います。

それでは報告第30号は、承認いただいたものと決定してよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、報告第30号、第8回新町まちづくり検討小委員会については承認することに決定いたしました。

次に継続案件となっております、協議第61号につきまして議題としたいと思いますが、議題とする前に会長の方から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

岩槻会長 協議61号、継続でございますが、福祉関係事務事業の取扱い（その3）につきましては、議案の差し替えをさせていただきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

吉田議長 ただいま会長の方から、文章の差し替えという提案がございましたけれど、差し替えてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、異議なしの声がございましたので、差し替えを許可いたします。

配布漏れはございませんか。

ないようでございますので、早速差し替えたものにつきまして、これから事務局長の方から説明をいただきたいと、このように思います。

事務局長。

藤原事務局長 それでは差し替えをいたしました箇所の御説明をさせていただきたいと思います。

1番、障害者福祉に関することの（3）重度心身障害者（児）介護手当支給事業は、村岡町の例を基に合併時に再編し、手当の支給額は月額1万5,000円とする。ただし、在宅老人介護手当支給事業の検討に合わせて検討する。次に、2番の高齢者福祉に関する

こと。(6)でございます。在宅老人介護手当支給事業は、村岡町の例を基に合併時に再編し、手当の支給額は月額1万5,000円とする。ただし、次期老人保健福祉計画策定に合わせて検討する。

以上が調整方針の変更ということで、本日差し替えさせていただいた箇所でございます。これに沿いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは重度心身障害者並びに在宅老人介護の手当の支給事業について、御説明をさせていただきます。現在、3町が実施している内容については以前御説明をさせていただいたと思っておりますけれども、本日はまず県の制度につきまして、若干御説明をさせていただきたいと思っております。

先程会議の冒頭に参考資料ということで、3町の介護手当支給実態の資料を配付させていただきましたが、それをご覧いただきたいと思っております。

まず県の基準でございますけれども、介護保険サービスを利用していない期間が1年であることが基準になっておりまして、その場合には県から月額1万円、年12万円支給されることになっております。これは施設介護、在宅介護、いずれも同じ内容でございます。

それから続きまして3町の実態を御説明させていただきたいと思っておりますが、まず美方町でございますけれども、これらの県の制度に町の単独事業を実施しております。その内容は、県ではサービスを受けていないということが条件になるわけでございますけれども、サービスを受けていても美方町の場合は月額1万5,000円支給されております。なお、サービスを受けていない方で県の支給を受けておられる方につきましても、町単独の5,000円が追加されて支給されておるわけでございます。

次に村岡町の例でございますけれども、村岡町は町単独として介護保険サービスを受けていない期間が1年に満たない場合、県の基準は1カ月でも受けていると支給されないわけでございますけれども、村岡町の場合は、受けていない期間が1年に満たない場合は、その受けていない期間を月単位で認定しまして、町の単独補助として月額1万円が支給されております。

香住町の場合でございますけれども、香住町の場合は、県の制度を推進する中で、町単独の事業としては実施しておりません。

これで大体3町の実態を御理解いただいたと思っておりますけれども、このように各町で実施内容に差異がございますけれども、このたびの調整方針といたしましては、町長の福祉に対する重点施策の一つといたしまして、その対象者は県の基準どおり施設サービス、介護サービスを受けていない方を対象といたしますけれども、認定基準につきましては、県の1年単位の認定基準ではなくて、村岡町、美方町が実施しております月単位で認定し、手当の額につきましても、美方町が実施しております月額1万5,000円とするものでございます。ただし、在宅老人介護手当支給事業につきましては、平成18年度から5カ年計画で、次期老人保健福祉計画に合わせて検討することにさせていただいております。重度心身障害者(児)の介護手当支給事業も、その在宅老人介護手当支給事業の検討に合わ

せて検討したいという内容でございます。

基本的には前回会長の方から御説明がございましたけれども、介護保険の制度ができましてから、やはりこういった手当の支給ということから、今後はサービスの拡充に転換する時代になったということで、基本的にはそういった考えがございますけれども、このたびの調整方針としましては、以上御説明させていただいた内容とさせていただいております。

なお御参考までに、この後専門部会の方からサービスの拡充について、新たな町になりましたらこういったサービスもできると考えられるという一つの例も御説明させていただく中で、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

吉田議長 専門部会長。

西内専門部副会長 香住町の西内といいます。3町合併になりましたら福祉のサービス面についての拡充について御説明いたしたいと思っております。

香住町は本年度の4月から障害者の方について、高齢者が使われますデイサービスでもって、障害者の方もサービスができるように、国の特区の認定を受けてサービスを展開しております。3町が合併になりますと、この特区の範囲を新しい3町に広げますので、障害者の方たちも、高齢者が使われますデイサービスの方でサービスが展開できるということになります。利用料金の方も、大体1回使われますと100円から200円なんですけれども、それに食事代、実費で500円追加になって、5、600円程度で利用できるわけなんですけれども、これは高齢者の方も食事代500円は実費で負担されましたら、同じような感じで使っていただくことになります。そういったことがサービスの展開ということになってまいろうかなと思っております。

それからもう一つ、香住町が取り組んでおりますのに、ナイトケアという制度がございます。これは日中は高齢者の方も、それから今申し上げましたように障害者の方も、国の補助金を受けて国県なりで介護保険なり、そういったデイサービスの展開ができるわけなんですけれども、例えば介護をされます方が冠婚葬祭でありますとか、それから体調を崩して、障害者の方や高齢者の方を見ようと思っても見れない場合に、ショートステイがいっぱいの場合もございますし、それから障害者の方の場合でしたら、この近くでは和田山とか出石の方に行かなければなりません。そういった中で、デイサービスのところで日中はサービスを受けて、しかも引き続いて夜も翌朝まで受けるということも単独で考えております。そういったサービスの展開も考えておりますので、これからはそういったものも、3町の中で基本的に広げていけるということで認識いたしております。以上でございます。

吉田議長 事務局長の方から補足説明があるそうですので。
事務局長。

藤原事務局長 先程御説明させていただきました1番の(3)と2番の(6)の関係でございます。その中でただし書きのところの御説明をさせていただきましたが、先程申し上げましたように、次期老人保健福祉計画につきましては、18年度から22年までの5カ年計画になっているという御説明をさせていただきました。17年度中にその計画の策定をしたいというふうに考えておりました、この機会にそういった計画に基づいた新たな介護手当の支給事業についても、検討させていただきたいと、したいというふうに考えているところでございます。

それから先程の説明でちょっと漏れまして恐縮いたしますけれども、1番の(4)の特殊学校等児童生徒就学奨励費支給事業の関係でございます。これにつきましても、前回までいろいろ御意見をいただいておりますので、改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

3町の現状説明の前に、国の特殊教育就学奨励費負担金制度について、御説明をさせていただきたいと思うわけですが、この制度につきましては、教育の機会均等の趣旨にのっとりまして、特殊教育諸学校または小学校もしくは中学校の特殊学級への就学の特殊事情に鑑みまして、特殊教育諸学校または特殊学級へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するために、その負担能力の程度に応じ、特殊教育諸学校または特殊学級への就学のため必要な経費につきまして、国がその経費の一部を負担することとして、特殊教育の普及奨励を図ることを目的とする奨励費の負担金制度でございます。

この負担金等の対象となります経費といたしましては、学校給食費、それから通学費、帰省費などの交通費、それから寄宿舍居住に伴います寝具の購入ですとか日用品の購入、食費等、それから修学旅行費、学用品購入費、新入学児童生徒の学用品費、通学用品購入費等がございます。これらは負担能力の程度に応じまして、10分の10あるいは2分の1の国庫負担があるわけですが、その負担率につきましても、同じ経費でありましても、幼稚園、小学校、中学校によっても、それぞれ細分化された負担となっております。

このように国の財政支援措置があるわけですが、3町の現状では、唯一村岡町が特殊学校等児童生徒就学奨励事業として、町単独の施策を実施しております。これは障害を持つ児童生徒の就学機会や完全就学を支援する措置でございます、学齢児童生徒が特殊学校に在学または入学する者が対象になっております。この場合、児童生徒1人あたり月額2,000円を支給する内容になっております。

このように唯一3町で町単制度があるわけですが、この際、この国の制度をさらに推進することといたしまして、村岡町が実施している町単独の施策につきましては、合併時に廃止したいと、このように考えております。しかしながら、村岡町では現在制度対象者がお二人おられますので、義務教育を終えられるまでの経過措置といたしまして3年間継続実施するものでございます。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

それでは協議第61号につきまして、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

本城委員。

本城委員 美方町の本城です。2点ちょっとお伺いしたいんですが、1点はお願いになるかもわかりません。

先程、事務局長の説明の中で、私はここに書いてあるように県と町が各5,000円ずつ、いわゆる2分の1ずつで1万円だという理解をしておるんですが、県から1万円という説明がございましたが、これはどちらの方が正しいのか、まず1点。

それから差し替え分でもいただきました。1の(3)、それから2の(6)、いずれもであります。例えば2の(6)ですと在宅老人介護手当支給事業は、村岡町の例を基に合併時に再編し、まあこれはいいんですね、手当の支給額は月額1万5,000円とする。この月額1万5,000円というのは、村岡町の例ではないわけですね。ですから、手当の支給額は美方町の例を基に1万5,000円とするという表現をされておく方が、どなたが見られてもきちっとわかるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがなものですか。

吉田議長 では、最初の部分を事務局長の方から。

藤原事務局長 今、本城委員から御指摘いただきましたが、私の説明不足の感がございますので、お許しをいただきたいと思っておりますけれども、1年間介護サービス、介護保険サービスを受けておられない方に対しまして、県の1万円の支給の負担の内容でございますけれども、県が2分の1、町が2分の1と、そのような内容になっております。以上でございます。

吉田議長 では、2番目につきましては会長の方から答弁いただきます。

岩槻会長 2番の(6)について御指摘受けたわけでございますが、そのとおりだというふうに思いますので、この場でその字句を、「美方町の例による」という字句を局長の方から正式な表現で訂正させていただきたいと思っております。それを議長、ちょっとお諮り願いたいと思っております。

吉田議長 今、会長の方から本城委員の質疑に対しまして、1番の(3)、それから2番の(6)の「手当の支給額は月額15,000円とする」というところを、局長の方から「美方町」というものを入れる案で出させてほしいというふうなことがあったんですが、まず、局長の方からその案を出させていただきまして、皆さんに諮っていききたいと、この

ように思いますけれど。

まず局長の方から。

藤原事務局長 それでは1番の(3)の関係でございますけれども、それでは2行目の手当の支給額は、その次に、美方町の例により月額1万5,000円とするということで、「美方町の例により」を挿入いただきたいと思います。

なお、2番の(6)の関係につきましても、2行目でございますけれども、手当の支給額は、その次に美方町の例により月額1万5,000円とするということで、手当の支給額はの次に、「美方町の例により」を挿入いただきたいと思います。以上でございます。

吉田議長 まだ全体の確認ではないんですけれど、今の訂正につきまして、そのようにさせていただいてもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ではそのように、その部分だけは「美方町の例により」をそれぞれ挿入していただきまして、質疑、御意見を再度伺いたいと、このように思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では意見等ございませんか。

ではないようでございますので、質疑、御意見を打ち切りたいと、このように思います。

では協議第61号につきましては、先程申し述べました字句を追加して、原案のとおりを確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第61号は、そのように確認することに決定いたしました。

続きまして、同じく継続協議になっております協議第62号、その他協議が必要な事務事業の取扱いについてを議題とするわけでございますが、議題に入る前に会長の方から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

会長。

岩槻会長 協議62号、継続につきましても、61号と同様でございますので、この際、差し替えをお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

吉田議長 今、会長の方から差し替えをしたいという申し出がありましたが、これを許可してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では異議なしの声がありましたので、差し替えの分を配付することにいたします。

暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 では休憩を閉じ会議を再開いたします。

それではただいまより協議第62号を、差し替えの分で協議を進めてまいりたいと思います。

では事務局長の方から説明をもらいます。

事務局長。

藤原事務局長 それではただいま配付させていただきましたもので、御提案をさせていただきますと思いますので、ご覧いただきたいと思います。

協議第62号(継続)、その他協議が必要な事務事業の取扱いについて。その他協議が必要な事務事業の取扱いについて提出する。平成16年9月20日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3-(12) 各種事務事業の取扱い、その他協議が必要な事務事業の取扱い。旧慣使用権等に基づく公有林野の取扱いは、現行のとおり新町へ引き継ぎ、森林の持つ公益性、林野統一の経緯、各地域の実情等を考慮して、合併後1年を目途に調整する。なお、調整期間における取扱いは、公平性を基に合併時に定める。

この中で3行目の「合併後1年を目途に」ということで先程調整方針の変更ということで差し替えをお願いしております。以前は「合併後速やかに」ということになっておりましたけれども、新たに御提案させていただきます原案につきましては、「合併後1年を目途に」ということで変更しておりますので、御承知おきをお願いしたいと思います。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

ただいまより、協議第62号について質疑を受けたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

美方町の中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村でございます。ちょっと風邪引いてまして聞き取りにくいですが、お許しいただきたいと思えます。

旧慣使用権に基づく縁故使用地につきましては、非常に複雑な問題を抱えておりまして、私も平成11年度から1年余り神戸地裁豊岡支部におきまして調停にかかわってまいりました。少し長くなるわけでございますけれども、美方町の現状を申し上げまして、合併後調整期間における御理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思えます。

まず、美方町における縁故使用地につきましては、御承知のとおり町内各地区が民法第263条に規定する共有の性質を有する入会権と、地方自治法第238条の6に規定する旧慣使用権を有する、もしくは有していたもので美方町林野管理及び使用に関する条例で定められた区域内の土地であるわけでございます。当該縁故使用地につきましては、旧来、各地区が管理使用していた土地で、大正13年3月31日付で兵庫県知事の許可のあった旧小代村部落有財産統一方法協定事項に基づきまして、林野の開発及び高度利用を推進することを目的として、林野統一をされたものであるというふうに理解をしております。また、昭和43年の11月に確認がなされております縁故使用地実質所有権確認に関する件によりますと、旧小代村当時、地方行政上当時の地区制度、例えば何々村が法人格を有しない、いわゆる法人と認められずに林野統一法により、各地区有財産を市町村制度により、大正15年小代村有として、名義を名目的に無償で小代村名義といたしました。しかしながら、財産の実質所有権はあくまで地区住民であることを確認するとあるわけでございます。

念のためでございますけれども、昭和30年4月1日付で町村合併により小代村から美方町に町名変更がなされ、また昭和36年4月1日付境界変更によりまして、旧小代村のみで美方町としたために、昭和50年7月1日付贈与により美方町に所有権移転登記がなされているわけでございます。さらに、昭和47年2月18日区長協議会確認事項によりますと、縁故使用地の道路等の用地買収代金は、地区に支払いすることを確認するとされております。

これらの歴史的な経緯を踏まえまして、昭和44年3月制定された美方町条例第3号、美方町林野管理及び使用に関する条例第4条に、林野の使用につきましては使用料は徴収しないと定められております。

このような歴史的な背景を勘案いたしますと、合併により使用料を徴することがいかに困難であるかということが、御理解いただけることと思うわけでございます。合併時のバランスを崩すことなく、高所からの御判断を強く望むものでございます。以上です。

吉田議長 いいですね、特に何か。（発言する者あり）

他に質疑も、今、意見的な、歴史的な経緯だったんですけれども、質疑も意見も合わせてお伺いしたいと、このように思えます。

三好委員。

三好委員 村岡町の三好です。この62号につきましては、真っ先に8月30日の日にこの案件が提案され、それから9月、それから今回と3回目の継続になるわけですけれども、当初のときには「合併後1年以内に調整をする」という字句で提案されとったものが、2回目には差し替えてこの字句が消えてしまった。また今回、また差し替えて今度は「1年を目途に調整する」という形で、何かしら年限がころころ変わると感じるんですけども、それから先程の関係でもそうだったんですが、この議案をもらいますのは2日前にもらったということで、なぜ差し替えをしなければならないのか、あるいはそれ以前にもっと検討をする必要があったのかというようなことについて、ちょっと私の方は不審に思うんですが、何かこういう形であったのかどうか。協議が遅かったのかどうかということについて、ちょっと質問したいと思います。

吉田議長 じゃあ岩槻会長の方から。

岩槻会長 お二方から御意見いただきましたが、この縁故地の扱いについては、今、中村委員からございましたように、おっしゃるとおりの歴史があるわけです。その歴史があるとしながら、形は違っても縁故使用料で取っている町、あるいは生産森林組合にして税で取っている町と、同じ基本的、それぞれの基は部落有の基本財産であるものの取扱いが、自治体によって違っていると。ですから、どの御意見も聞けば一理もあるわけです。これを一つにまとめようということになりますと、一番いい方法は誰もわかっておると思いますね。取らないようにすれば一番早く解決する。これはもうわかっておるんですが、税法に基づく措置をしておる町は条例から変えないとなかなかできない。そういうこともございます。そこでこの文章を読んでいただきますとおりでございますして、取扱い、公平性を基に合併時に定めると、こういうふうにいたしておるところも御理解いただける部分もありはしないかというふうに思うわけです。

それと三好委員さんの方からきょうになった点で、表現もころころ変わってきておるということですが、なかなかこれも私ども決して先に延ばしておるものではございません。一つの方向がこういう中で出されることが、住民も一番よく理解してもらうわけ、そのための協議会であるわけです。しかし、なかなかそれぞれの事情があって、難しさがあって、まあまあ速やかにと言ったときもありますし、1年以内と言ったときもありますししますが、今回は1年を目途にということで表現とおるわけでございますので、その辺は是非御理解願いたいと思います。

他の方の御意見をさらに聞いてからと思ったんですが、では、この調整期間にどういう取扱いをするのかということ、またそれも、皆さんから関心の的だろうというふう思うわけですが、なかなか、では3町ともに取らないということは一挙にはできない部分もあるわけでございますので、先々、この1年を目途にまでは、どういう形になりますのか、私の町、香住町さんはやはり徴収するのか。そしてそれを各集落といいましょう

か、森林保全とかそういう部分で助成金に出してはというふうなところが、我々も真剣に検討しておるわけでございます、また、では徴収する額を現状のとおり取るのか、そうでなくて若干、緩和した措置の中で徴収して、さらに今、調整期間の間は、各集落の森林保全とか管理の中で助成金として出していくのか、その辺を我々も論議しておるということでございますので、きょう割り算のようにぴたっと御回答ができない面がございますが、我々も真剣に、前向きに、公平になるように、そういう措置を講じたいと思っておるところでございます。

吉田議長 他ございますでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 香住町の伊藤でございます。今、最後のところの調整期間、大体1年目途ということなんですけれども、その間の公平性を合併時に定めるということになっております。この公平性ということを考えた場合には、取らないところと公平にするということはどこも取らない、または集めたものを返すというような格好になると思うんですけれども、その名目は助成金という形になるのか、森林保全ということになるのか、名目はどうであれ返すような格好になると思うんですけれども、私の心配するのは、一度区の方でそういう金が入ってくると、それを期待した予算編成をするようになりはしないか。次からはまた、来年も再来年もということを期待する区が出てくるんじゃないかということをお心配するわけなんです。それでその点を、これは合併時の過渡期の特別扱いであるということをお十分区長というか、区に徹底して、それを期待しないような予算を編成するようなことを周知徹底するように、御配慮、その辺はよくお願いしたいと思います。以上です。

吉田議長 他、いろいろ御意見をお伺いしたいと思いますけど。

村岡町の井上委員。

井上(源)委員 村岡町の井上です。この旧慣使用権についてですけど、この3町を見ますと美方町は無料だと言いながら、生産組合については固定資産税という、固定資産という名目できちりと税の徴収をされている。香住町さんの場合は、これも固定資産税、それから村岡町の場合は、一部固定資産税で徴収されている部分と使用料で徴収しているという、このあたりをどのように公平に、3町が理解をしていただけるようなそういう方法をお考えになっているのか、ちょっとこの辺を、使用料、また生産組合の場合は固定資産税という、固定資産というしっかりとそのもの全体に課税をされている。使用料と固定資産との取扱いっていうものは自ずから違って来るだろうというふうに思います。底地も含めて税金を払っている部分と、上の部分だけを使って使用料として納めている、また全く無料で、また美方町さんの場合は一部固定資産税ということで、その土地全体が固定資

産税の対象になっているってということで、この制度そのものもおかしいんじゃないかなという、そういう見地から見ると、やはり公平にしていけるためにはどのようにしていくのかということも含めて、十分に理解がいただけるような説明をしていただかないと、今後のこれを1年という目途でどういうふうになるのかということについて、非常に理解をしにくい。皆さんにもそういう形で説明をしにくい部分があると思いますので、その辺についてちょっとお尋ねをさせていただきます。

吉田議長 では、合わせた形で、会長の方から答弁をいただきます。

岩槻会長 今、御指摘のような点がありますから、なかなか今こうだというふうに割り切った答えが出ないわけです。要はこの土地の権利ですね、私有権になりますのか、どこにあるのかということなんです。ですから、縁故地と言いながら、行政が勝手にそれを処分するとか、それはできないわけですね。もちろん生産森林組合持っておところは今御指摘のように、そういう土地に対する権限なり権利がそこにはあるわけ。ですから固定資産税を税法によって、徴収するということになっておるわけですから。ここで町名義になっておりながら、縁故地使用料取っとるのはおかしいではないかという疑問も一方ではございます。としながら、やはり旧慣によって権利は村のものだよということとございますから、形としては、それならば縁故使用料をもらおうというのが、私の町の考え方であるわけとございますので、これ山の価値がなくなったから余りあれですけども、50年も60年もあるような山であったら、村の方は恐らくや、今は価格は下がっておりますけれども、やっぱり基本的なその財産として子々孫々に引き継がれていく財産だと、こういうことになるわけとございますから、これを今回、先程ございました大正の時分から変遷の中で、同じ形態の山が各町で扱っている手法が違うというのを一つにしようとするところでございますので、今の御意見いただいとる三方さんからも、四方さん、ありましたが、そういうことを踏まえて、1年を目途でやっぱり結論を出さなくてはならないというふうに思います。

これも新しく3つの町が一つになる際でございますから、この際、どういう手法になっても公平になるようにやらなくてはならないというふうに思います。もうもう大正やそういう時代と違う、これだけ近代化された時勢の中でございますから、きちっとする必要があるだろうなというふうに思います。

吉田議長 他。
石垣委員。

石垣委員 村岡町の石垣です。いろいろとそれぞれの歴史、経過があると思うんです。美方の方は、中村委員が当面担当されていた経過もあるんで、詳しく説明がありましたけ

ども。例えば、旧射添地区の場合は、昭和12、13年ごろに林野統一ということに手がけたけども、実際はできなんだというような話を聞いておまして、私が聞いた範囲のことですから、これという根拠はありませんけども。それでそのまま終戦後まで、旧部落名で登記がそのまま続いてきた。例えば私のところは高津村と。そしたら戦後、ポツダム宣言で部落の財産所有ができんというようなことで、誰他何名という個人共有名義に登記してきた経過があると思います。何々村時分には固定資産税はかかってなかったというふうに思うんですが、これも定かではありませんけども、ちょっと私も聞き及んだ記憶ですけども。誰他何名になったときに個人所有ということで、恐らく固定資産税がかかったと違うかなと。その後、村岡に射添が入ったときに、そういうものを整理するというので、村岡町名義にしてきた。実質は部落に所有権、使用所有権があるというようなことで。それで、そのときに縁故使用料を固定資産税相当額をもらいますよということで、旧射添地区はそうしてきたと違うかなというふうなことを思っておるんです。それでなかったら縁故使用料、固定資産税相当額を取るということについては、かなり問題がその当時は出たと違うかなというふうな思いをしとんです。

それはそれとして、ただ射添の場合には、誰他何名を町名義にせずに、やはり所有権というものを我々できちとはっきりしておきたいということで、1つの集落だけは生産森林組合が、射添地区ですけども、現存もしとるというようなところがあるわけですが、実質は部落有の土地です。部落有林ですので、税金なり縁故使用料は区民から集めて納めておる。

香住の場合も、恐らくそういうことだろうと思います。入会林野整備事業が発足してから香住は積極的に入会林野、権利を整理していこうということで入会林野整備事業に取り組んだということから、生産森林組合がこれだけたくさん出てきたんであろうと。あろうといたしますか、実際にはそういうことで、現在の香住に非常に生産森林組合が多いということになっておるんですが、生産森林組合の経営者といいますか、理事関係の皆さんからいろんな意見を聞きますと、今、実際に生産森林組合本来の姿といいますか、成り立ちは、部落有林を伐採したときに、かなりの収益が出たときに税金にほとんど持っていかれる。その対応策として、生産森林組合制度が最もいいんじゃないかというのが、これは国の考え方であった経過があります。で、原価計算したやつを引いて収益を少しでも落として、税金を少なくしようというのが、生産森林組合の最初の発足のになつとるんですけども、しかしこれは別として、ですから今、香住町の生産森林組合の組合長さん方、私もちょっといろいろと意見を交換した時期がありますけども、非常に困っておるのは、入会林野を整備して生産森林組合ができたけども、実際は収益は全然伴わん。固定資産税以外にも法人税もかかる。役員しとるのがもう大変だという声がありまして、町合併のときに生産森林組合も何らかの形で、例えば村岡の例のような形にするのがええんと違うかなというふうな、実際にできるかできんかは問題ですけども、そういう意見がかなり出たということも、私は記憶しとりますけども、ただ、ここに出ております1年間の調整期間は、対応

は生産森林組合はできると思います。しかし今後、生産森林組合がある限り、町としては固定資産税は取らざるを得んということになろうと思いますが、その辺を1年の調整はできるとしても、それ以後も、やっぱり同じような形のものを生産森林組合については考えていくのかという問題も、恐らくはらんでくると思います。非常に簡単に1年の調整期間だけの対応では、そういう生産森林組合対応は難しいんと違うかなというような思いをしますので、これは私個人の思いですから、思うがままちょっと発言させていただきました。以上です。

吉田議長 藤原委員の方から。

藤原委員 委員というより副会長の立場でお答えをしたいと思います。

この問題は、今たくさんの委員さんから御発言がありましたように、本当にいろいろ複雑な内容になっておりますし、今までの経過があります。従って、一挙にどうこうというような、一つの結論というのはなかなか難しい問題があります。そういうことから、我々町長会としてもすぐに方向を出すのではなくって、いわゆる合併後にできるだけ早い期間、十分な審議をした上で、皆それぞれがおおよそ納得をされるような結論を出した上で、実行すべきであるというふうな観点でこういう提案をしております。

しかし、期間を定めずに話し合いを続けるということになりますと、現に今、不公平が出てるという状況をどうするかという問題もありますから、一つの目安として1年というのを目途に精力的に協議をしていこうではないかというふうな前提をしております。どうしても1年で協議が調わない場合には、当然のことながら引き続き続けるということになると思います。そのときには、今お話のありましたような、関係者だけの協議ではなくって、有識者も含めてこれをどうまとめていったらいいかというふうなことを、十分協議ができるようなことにしていくことが必要ではないかなと我々は話し合いをしております。

そういう中で、決まるまでの間のことをどうするか、当面の合併後の問題ですから、それは暫定的にできるだけ現状を多く変えない範囲内において、不公平にならないようにということにしておりますので、今お尋ねのように、じゃあ1年たったらどうするんかという話、要ははっきりと方向が決まるまでの間は暫定期間だと。それで、その暫定期間はできるだけ長くない方がいいんで、協議を極力精力的にやっていただくというふうな方向に進めていくことが必要ではないかということから、1年を目途にというふうな一つの目標を設定しとるということでございます。

なお、香住町の実産森林組合の状況等についてもお尋ねもありましたが、私は町長になるまで村の役員をちょっとやりましたときに、ちょうど新米で生産森林組合の担当をさせられまして、お話のように、全く収入がない中で固定資産税、固定資産税よりも実は法人税の均等割が、町税と県税とありまして、こういうのが大きい。しかも法人ですので、きちっとしたいいろんな書類をつくらなきゃならん。今までの経過からいって税理士さんに頼

んでおった。税理士さんにも依頼料も要る。10万円以上のお金が要るというふうなことで、区の会計からそれを借り入れというふうな格好で繰り入れというふうな状況がずっと続いておるといふ状況で、本当に大変な状況だということはよく私自身も承知しております。しかし、こういう固定資産税という形で徴収しとるといふ経過の中で、単純にじゃあ、この生産森林組合だけそういう免除するとか、別の方法とっていいんだろうか。もしそうになると、森林保全ということで個人所有の山を、嘗々と努力をされてる個人の方の固定資産税をどうするかとか、いろんな派生する問題がたくさんあると思います。従いまして、当初言いましたように、いろんなそういう問題を、まさに不公平にならないような解決策を考えるためには、十分な議論と、それから関係する皆さんのたくさんの意見をいただいて決めることが必要だといふふうなことから、こういう提案をしたといふことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

吉田議長 他ございますか。

石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。ちょっとお聞きしたいんです。香住の場合の訓谷が面積の割に非常に固定資産税、生産森林組合ですけども、多いんですね。これは山林以外のものがありますのか、どういうことになっておるんですかねと思って、ちょっと質問ですけども、わかりましたら。

吉田議長 では大澗幹事長の方から。

大澗幹事長 それでは私の方からお答えをさせていただきます。

香住町の場合、今、生産森林組合の名前、面積、保安林等除くいわゆる税金の対象になる面積と税がのっておりますけども、今御質問がありますように、一部の生産森林組合におきましては、現況、山林でないものも生産森林組合の名前で登記をしているのがあります。権利の正常化からいって若干問題があると思っておりますけども、もしこの、今の調整期間内の公平性を基に、合併時に定めるといふようなことの中になってまいりますと、この中身も若干斟酌して調整をしてこなければいけないといふふうに思っております。(発言する者あり)

吉田議長 他ございますか。ありませんか。

三好委員。

三好委員 村岡町の三好です。ちょっとこの問題以外に、限らず、他の項目でもたくさんあるんですけども、合併時に調整するとか再編するとかいろいろ字句が書かれておりま

す。これらがいつどういう形で、誰がするのかということに、非常にわかりにくい点があるわけですし、特にこの縁故地関係につきましても、1年以内を目途に調整をするという形は謳われておりますけれども、極端に言いますと、来年の合併しますと、現在おられます首長の方々が、まあどなたがなされるかわかりませんが、全員が揃っておられるということは、まず不可能だということになるわけですが、そうなりますと、これらの関係のものを検討されるのがどういった形で、誰がやられるのかということに、非常に疑問と申しますか、があるんですが、お考えとして、これらをどういう形でされるのか。これはこの問題に限らず、他の問題でもたくさんこういったもので、合併時に調整する、合併後速やかにするとかというような字句がたくさんあるわけですが、どうされるのかちょっとお聞きしてみたいと思います。

吉田議長 では会長、答弁をお願いします。

岩槻会長 これは今、62号について言いますと、いずれにいたしましても新町へ引き継ぐということでございますので、当然のことで合併が行われれば、首長なり議会の構成もまたあるわけでございますので、この合併協定書の中にきちっとこれらは入ってきますから、そこで論議がされるというふうになってきます。そして、先程香住町長さんからもございましたが、時によれば我々で話しとるのは専門委員会でしょうか、この縁故地ですね、こういうものはそういう委員会等もつくってやる必要があるではないかというようなことを、申し上げておるわけでございますので、私は合併が行われた暁に、こういうことは解決されていくというふうに思っております。他の協定項目の中にも随分とあるわけでございますが、これらについても同様でございますから、そういうふうにひとつ御理解願いたいというふうに思います。

吉田議長 他。

本城議員。

本城委員 美方の本城です。今、三好委員の方から合併後のいろいろ検討されることについて質問がございまして、もう少し何かこう、わかりやすくといいますか、我々が理解しやすいような答弁をいただけるのかなというふうに期待をしておったんですが、強いと言いますならば、この旧慣使用权の今議題となっております件ですね、これなんかにしても、先程会長さんは、新しく行政ができるとその中に議会もあることだからということをおっしゃいましたが、やはりこの件については、議会がどうこう決めるという問題ではないのと違うかなという思いが私はしておるんです。ですから、もちろん調整期間にいろいろ検討していただくわけですが、これはお願いになるかもわかりませんが、旧町単位で同数ぐらいの委員さんで調整をしていただく、審議をしていただく。そして、特にそ

の中にはやはり使用者の代表ですね、こういうふうな方も入っていただいて、もちろん有識者の方も必要だと思いますけども、この件についてだけは、議会でどうのこうのということのないようにしていただけたらなというふうな思いがいたします。

今、協議になっております項目の中には、そういう字句の挿入ということは難しいであろうというふうには思いますけども、やはり、今申し上げたようなことは、町長会あるいは町長議長会の中では、きちっと受けとめておいていただきたいと、このように思います。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 今回は、3町が一つの町になるわけでございますので、例えば各町で首長の交代があれば町長対町長の引き継ぎ書ができるわけです、各課にどういう懸案事項があるのか。しかし今回の場合はそうでなくて、新しい首長ができるわけでございますけども、この合併協議会の中で、もう既に現行どおりやるもの、それから調整が終わったもの、さらに合併時まで調整やるもの、それから合併後にやるものということでございますから、新しい首長対旧町長の引き継ぎということでなくして、この協定書が、新しい首長さんのまた解決されていく一つの項目になるわけでございますので、いろいろな形が、今おっしゃるように、先程言いましたように、専門委員会みたいなのをつくっておやりになる場合もありましょうし、いずれにしても放置されるということは絶対ございません、早くこれはやらなくてはならないわけですから。私はその辺の、ではどういうパターンで行うのかということは、逐一なかなか申し上げる域ではないわけでございますけれども、そう早い時期に精力的に行われていくものだというふうに思っています。例えば、こういう縁故地みたいな旧慣のは、我々が想定してもなかなか一挙には解決できないです。そこでやはり1年を目途とか、そういうことも言うておるわけでございますので、そういうふうに御理解願いたいなというふうに思うわけでございます。

さらに、ちょっと私の答弁が簡単で、もう一つ期待したのという御発言でございますが、それについては、また執行部の体制ができるわけで、新しい。そこでその部署部署に関係する、調整しなくてはならない項目も示される。それをどういう形で、今度は合意を見るような形にするのかということは、今度はまた時の新しい首長が、お考えもいただきますし、この中にもかなり謳っているものがありますから、私はそれが守られて早く一つの町としての体制がしかれるというふうに思っているわけでございます。

吉田議長 よろしいですか。

他にございませんか。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。会長さんのおっしゃることはよく理解はしておるんですが、

例えば、この法定協議会の中で決めていくとすれば、方法は一つしかないと思うんですね。無償にしようやということなら、この法定協議会の中で決まるだろうというふうに思うんですけども。で、先程会長さんの説明の中で、首長の交代する場合の引き継ぎ書の中にならそういうものが入っているけども、今回はそうじゃない、合併という形の中だからということなんで、そういうふうな項目は入れていけない。むしろ、この合併協議会での、こういう確認事項が優先をされていくということになるとするならば、この確認事項の中に先程申し上げたようなことを入れておいていただかないと、何か不安を感じるような思いがするんですけども、そういう理解の仕方でいいんでしょうか。先程申し上げました、旧町単位に同数の委員さんを出していただいてというふうなことが、ただ今度3町合併した、人口的にあるいは戸数的な見地から、例えばの話ですけども、美方2人、村岡4人、香住6人だというふうな形で、この検討をやられるということでは、ちょっと不安を感じるわけですし、ですからその辺が、まあまあ引き継ぎのようなことが、こういう意見があったよということで引き継ぎができないとするならば、これにきちっと謳っていただかなきゃ不安になるなというふうに思うんですけど、いかがなもんですか。

吉田議長 会長、答弁。

岩槻会長 具体的に対等合併でございますから、合併後にこういうことが検討する中で、今度は委員の数までお触れになったんですが、私どもはそこまで掘り下げて検討しているものではないわけでございますが、やはり大きな課題であるわけでございますので、時のどういう形でやるのか、公平性が大前提になるわけでございますから、それは、この中に、ではそういう委員会をつくって、各町が何名というところまで、というような御意見を、私はそこまでとはいうふうには思っていないわけです。やっぱり1年を目途に検討をするということになれば、まずは執行部の方で、どういう検討をやる体制をとるのかということも、十分論議がされるというふうに思いますししますので、ここにわざわざそこまで、まあ旧慣によるこういう難しい問題だというんで、御心配されて言われとるのはよくわかるんですが、今、これ提言ですから、また町長会等でも、そういう、どういう姿の位置付けを本当にしておかないといけないのかという点も、一度話し合ってみたいというふうに思います。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。先程の説明の仕方がちょっとまずかったのかと思うんですが、私、数を言ったわけじゃないんですよ。例えば、一つの行政区になったときに、そういうふうになったんでは困るから、旧町単位に同数の委員でというふうなことを考えておられますかという質問したかったわけなんです。その委員さんの中にはもちろん、使用者

の代表の方も含めて、その上に有識者の方もというふうな思いでお尋ねをしたつもりだったんですけども、ちょっとまずかったかなというふうな思いがしました。

吉田議長 副会長。

藤原委員 ではまた副会長の立場でお答えします。

町長会でもこの問題につきましてはいろいろと協議をしております。最終的な確定はしておりませんが、今お話のように、私も説明しましたように、大変重要な問題であり、長い歴史がありますし、それからこれからどういう結論になれ、それを皆が納得をして実行をするということが必要ですから、十分な協議が必要であること、それから関係者が相集まる必要がある。関係者には当然この旧慣使用をされてる皆さん、それに行政も必要でしょう。それから専門的な立場の人も必要だと思います。その中で、関係者については、面積とかそれを見ましても、それほどそういうものを前提にやっぱり出て、委員を選出するというのが一般的だと思います。従って、そういう形で、最終的にこれをどうされるかは新町において新しい首長が御判断されることですが、我々として、この趣旨はこういう趣旨だということを、きちっと文言には書かないにしても、町長会の一つの考え方として、新首長に申し送るというふうなことをすべきではないかと思っております。その内容は、今言いましたことについて、何回も協議はしておりますけれども、まだ確定はしていませんので、そういう方向で私としては3町長の意見をまとめて、それを申し送るというふうな形でいけば、それで本城委員の言われるようなことについては対応できるのではないかなというふうに考えております。

吉田議長 他ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようでございますので、質疑、意見を打ち切ってもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ではないということがございましたので、この協議第62号につきましては、差し替え分の原案のとおり確認することに決定してようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では異議なしの声がございましたので、協議第62号につきましては、差し替え分のとりに確認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。25分ですので、ちょっと40分まで休憩させていただきます。

〔休 憩〕

吉田議長 では、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

続きまして、継続協議になっております協議第63号、地域自治区の取扱いについてを議題とし、事務局より朗読説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは22ページをご覧いただきたいと思います。協議第63号（継続）地域自治区の取扱いについて。地域自治区の取扱いについて提出する。平成16年9月20日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目、番号はブランクにさせていただいております。地域自治区の取扱いについて。地域自治区の取扱いについては次のとおりとする。地方自治法第202条の4第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第2項の規定に基づき、合併前の美方町、村岡町及び香住町の区域ごとに地域自治区を設置する。設置については、別紙、地域自治区の設置に関する協議書のとおりとする。

協議書につきましては、前回までに御説明をさせていただいておりますので、本日は割愛をさせていただきたいと思います。以上でございます。

吉田議長 再度、事務局長の方から補足答弁があるそうですので、補足答弁。

藤原事務局長 失礼しました。いずれまた、美方の町長さんから御説明があるのかと思いますけれども、当初この協議書の内容といたしまして、地域自治区の美方町に関する箇所につきましてはブランクにさせていただいておりましたけれども、そのブランクの箇所を「小代」という文字を入れさせていただいて、原案とさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

吉田議長 では、上田美方町長の方から説明いただきます。

上田（節）委員 美方町の上田です。美方町ので地域自治区の地区名でございます。この件につきましては、美方町の議会の特別委員会等とも協議する中で、アンケートをとって、そのアンケートによって、地区名を決めていくということも、特別委員会でも報告させていただいております。その結果、アンケートの結果が小代区が多かったわけございませ

て、小代区に決定させていただいております。

吉田議長 以上、議案等の説明は終わらせていただきまして、これより質疑、御意見も合わせてお伺いしたいとこのように思いますので、挙手の上御発言いただきます。ございませんか。

板坂委員。

板坂委員 村岡の板坂でございます。この地域協議会というものも何回か読ませていただきながら判断をしたわけですが、この各地区に対して15名以内の委員で組織するという中で、その構成員ですが、公共的団体から推薦する者、2つ目に見識を有する者、3つ目に公募に応じた者というふうにあるわけですが、非常に難しいじゃなかろうかというふうに思っておるわけですが、仮に公募に応じた者が多数な場合、数が多い場合、抽せんとかというようなことも考えられるわけですが、その辺の御判断はどのように考えておられますのか、この点をまず1点お尋ねをしてみたいというふうに思います。

吉田議長 事務局長の方から答弁もらいます。

藤原事務局長 一応第4条では、(1)から(3)号まで、それぞれ15人以内の委員の皆さんの内容といたしますが、こういった方々をということでここではあるわけですが、それぞれの人数につきましては、当然首長さんの方で、最終的には御判断されることになろうかと思っておりますので、ただいま御意見、御質問がございましたように、例えば公募に応じる方がたくさんございまして、その人数に合わせた形で選考されるんじゃないかというふうに思っております。

吉田議長 いいですか。

板坂委員。

板坂委員 今も局長の方から、首長になられた人が、その中から選任されるということなんですけども、その選任の方法が非常に難しいじゃなかろうかということを思うわけです。各種団体等々はまだいいとしましても、また見識者、町長が任命する者とかはいいですけど、公募をした者が数が多い場合はどういう方法で選任をされるのか、非常にその辺が難しいではなかろうかというふうに思いますので、今その案をここでというのは非常に難しい面があるかと思っておりますけども、具体的に、でもこういうふうに思っておるというようなことでもありましたら、非常に難しい問題だということはよおわかっておるわけですが、

吉田議長 御静粛をお願いいたします。

では会長の方から答弁をもらいます。

岩槻会長 いろいろと疑問のある点はわからんではございません。この中で15名、では(1)の公共団体が推薦する者を何名にするのか、あるいはまた学識経験を何名にするのか、そういうところもまだ今考えておるものではございません。しますから、もし公募に応じた者何名にするのか、そういうところによって公募をやるわけでございますので、多く出た場合を心配されておりますが、これまた特定の者を選ぶということとはできないわけですから、抽せんするのか、いろいろなことが論議されて定められなくてはならんと、こういうふうに思います。

もちろんこれ、公募をするときにはそのこともきちっと決めておかないと、出してから公募しますということでは、応募した人にまた不評を買うことになりますので、その辺はきちっと決めていきたいというふうに思います。

吉田議長 他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、質疑、意見を打ち切ってもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では異議なしの声がありましたので、質疑、意見を打ち切りたいと思います。

では協議第63号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 御異議なしの声がありましたので、協議第63号につきましては、原案のとおり確認することに決定いたしました。

次に協議第64号、合併協定項目の変更についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは29ページをお願いいたします。協議第64号、合併協定項目の変更について。合併協定項目の変更について提出する。平成16年9月20日提出。3

町合併協議会会長、岩槻健。

合併協定項目の変更について。合併協定項目を次のとおり変更するものとする。1、協定項目2 - (2) 地域審議会の取扱いについて。地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律の一部改正により地域自治区が新たに制度化され、この法律を適用して地域自治区を合併前の美方町、村岡町及び香住町の区域ごとに設置することから、地域審議会は新町において設置しないこととし、協定項目2 - (2) 地域審議会の取扱いの項目は「地域自治区の取扱い」に読みかえることとする。

ただいま協議第63号で、地域自治区の取扱いが確認されましたので、合併協定項目2 - (2) 地域審議会の取扱いについてを「地域自治区の取扱い」に読みかえる内容の御提案でございます。よろしく願いいたします。

吉田議長 説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 質疑がないようでございますので、御意見等ございましたらお受けしたいと思いますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、ないようでございますので、協議第64号につきましては原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 御異議なしの声ございましたので、協議第64号につきましては、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第65号、字名の取扱いについての件を議題といたします。

事務局長の方から説明を求めます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは30ページをお願いいたします。協議第65号、字名の取扱いについて。字名の取扱いについて提出する。平成16年9月20日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3 - (7) 字名の取扱い。美方町、村岡町及び香住町の字の名称及び区域は、

現行のとおり新町へ引き継ぐ。

現在、3町で共通します字名といたしましては、境、これは香住と村岡町、それから大谷、これにつきましても香住町と美方町でございます。大野、これは香住町と村岡町で共通した字名が存在しております。これが新町になりますと、一つの町に同じ字名が存在することになりますので、登記簿上等におきまして識別できないということになります。従いまして、字名を変更する必要があったわけでございますけれども、地域自治区を設置することによりまして、住居表示に関する法律に基づき、地域自治区の名称を冠することになりますので、字名の変更の必要性がなくなりました。従いまして、現行のとおり新町へ引き継ぐということにしたものでございます。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

ここで協議第65号につきまして、質疑、御意見を伺いたいと、このように思います。質疑、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 なしという声がございましたので、質疑、意見を終了したいと、このように思います。

では協議第65号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第65号につきましては、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして協議第66号、事務組織及び機構の取扱いについての件を議題といたします。

事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは32ページをお願いいたします。協議第66号、事務組織及び機構の取扱いについて。事務組織及び機構の取扱いについて協議する。平成16年9月20日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3-(3)事務組織及び機構の取扱い。新町の事務組織及び機構は、次の方針により整備する。1、住民サービスの低下を来さない組織・機構とする。2、簡素で効率的な組織・機構とする。3、地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。4、責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構とする。5、新町まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構とする。6、本庁は、町全体の総合的な業務をつかさどり、旧

町区域の住民に直結した地域局の業務との調整を図りながら、新町の均衡ある発展を図る。
7、地域局は、旧町区域を所管区域として、日常的な住民サービス業務と地域振興拠点としての業務等を担う。8、庁舎間の情報ネットワーク、緊急連絡体制を拡充し、相互連携を強化する。

新設合併の場合でございますけれども、合併前の町村の機構や組織は法的には消滅することになりますので、条例や規則等に基づいて機構や組織を新たに設置する必要があります。新町の機構や組織の整備につきましては、新町の長の職務執行者の基で行われることとなります。しかし、その内容につきましては協議会においてあらかじめ方針を定め、先程申し上げましたのが方針になるわけでございますけれども、あらかじめ方針を定め、合併後の事務処理に支障のないようにしておく必要があります。具体案は町長会でさらに協議をいたしまして、大体1月から2月頃には協議会にも説明をさせていただきたいというふうに考えております。

従いまして、先程申し上げました調整方針に基づき、事務組織・機構を策定するものがございますけれども、概ね次のような方向で策定する考えをさせていただいておりまして、その内容についてちょっと触れてみたいと思います。

まず本庁の組織でございますけれども、新町の組織は部課制を採用するという考えでございます。2番目に、部は概ね次のような区分で考えておりまして、1つには、総務企画関係の部、それから福祉生活に関する部、それから産業に関する部、建設に関する部を現在考えていただいております。3番目に、一部事務組合等で共同処理を行っていらっしゃったごみ処理施設、し尿処理施設、介護認定審査につきましては、新町の組織に位置付けております。

次に地域局についてでございますけれども、まず1つ目としましては、地域の特色を反映しつつ、現地解決型の機能を有することができる部署、地域振興、それから保健生活、産業建設、これらを設置するという考えでございます。2番目に、地域局に部長級の地域局長を配置する。3番目に、地域局に配置する職員数は、現行の6割程度を基本に配置するという考えでございます。4番目に、本庁機能の一部、教育委員会ですとか農林関係でございますけれども、本庁機能の一部を村岡地域局に分散配置することとする。それから5番目に、保健福祉につきましては、極力地域局機能を強化して対応するという考えでございます。6番目に、村岡地域局に電算センターを配置することとする。最後に、香住町及び美方町に教育委員会の分室、中央公民館ですとか地域連携センターになるかと思っておりますけれども、分室を設置し、学校教育、社会教育等の業務を掌ることとするという考え方で現在、町長会で調整をさせていただいております。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

これより質疑、御意見を伺いたいと、このように思いますけれど。

谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。先程各部あるいは地域局の内容が説明なされました。この中で、本庁機能の、まあ村岡に置くという中で、あるいは各支所の地域局の内容で、このものは暫定的なのか恒久的なのか。私はやっぱり新しい町が醸成されるまでは恒久的でなければ新しい町づくりはできないと考えておるんですが、その辺に対する町長会等の御意見を、協議会長からお伺いしてみたいと思っております。

吉田議長 会長。

岩槻会長 今申し上げました機構が恒久的かどうかということでございますが、恒久的という、また内容もあると思います。これが永久かということについては、なかなか言えないというふうに思います。しかし、先程ございましたように、新町が名実ともに軌道に乗って、そして平成26年まででしょうか、財政計画も示しておるわけでございますすれば、10年ですね、そういう間は、私はやはり今しく体制が保たれなくてはならない。自ずと産業構造いろいろ違う、財政構造も違った町が一つになるわけでございますので、そういうふうに捉えておるわけでございますが、30年もどうかということになると、これはやっぱり時代も大きく動くわけでございますししますから、私の立場で今それがどうこう言えるあれではないというふうに思うわけでございます。

吉田議長 谷淵委員。

谷淵委員 谷淵です。再度お伺いしますが、新しい町づくりがそう醸成されるまでにはかなりの期間が必要であると思っております、先程会長が申されましたように。財政計画も10年の財政計画はなされておりますので、最悪でも恒久的な考え方で、ひとつ新しい町が醸成できるまで、私は取り組んでいただきたいというふうに希望しておきます。

吉田議長 他ございますでしょうか。

板坂委員。

板坂委員 村岡の板坂でございます。先程局長の方からいろいろと御説明をいただきましたが、この組織・機構というものが、大体1月か2月頃にならないと策定案が出てこないじゃないかというようなことも申されましたけれども、やはりこの組織図、機構図、その中には、この組織には何名とはというようなことも具体的に出てきて、ああなるほどなということがわかってこようかというふうに思いますので、いろいろと難しい面があるうかと思っておりますけども、一日も早い時期にこの機構図、配置図をつくっていただきたいということを、これは要望しておきます。

吉田議長 会長。

岩槻会長 私ども町長揃って、あるいは幹事会、そういうところも入っているいろいろと検討を加えておるわけでございまして、恐らくや職員組合の方からも3町から、合併後の体制ということで要望もいただいとる面もございまして。やはり大事なことは、職員がどうなるだろうかというのは、思うのは当然でございまして、そういうところも考えますときに、遅きに失しないようにしなくてはならないというふうに意見一致しておるわけでございまして、大体1月中にはそういう機構、具体的にまたこの協議会にも御提案したいというふうに思っておるところでございまして。なかなか内部的には管理職何名あるいは副課長、課長補佐、係長、そういう今現在どういう形になっておるのか、それがどういう機構の中で、ある程度職員が、やはりやる気が減退するような人事配置というのは、なかなか我々も考えなくてはならない。そういうところも考えながら、大体、養父市の例を見ましても2月には公表をやったというようなことも、我々もよく承知しておるわけでございまして、そういう遅きに失しないようにやっていきたいと、こう現在思っております。

吉田議長 他ございましてか。

では、ちょっと私の方から議長という立場じゃなくって、美方町の議長ということで御質疑をしたい部分がありますので、会長の方に答弁願いたいなとこのように思います。

その題目は、今、我々が最重点課題事業ということで位置付けている、それぞれ3町あるわけなんですけど、特に美方町の場合には、健康福祉の拠点づくりという中での施設整備を位置付けておるわけでございまして。この中には、確かにいろいろな考え方もあるわけでしょうけど、基本的には我々は、ここの美方町が、今まで庁舎も主張しなかったわけですし、またそういう立場でもないというふうなことを考えながら、やはりその地域が寂れてはいけない、またこの3町の現状を見たとき、また特に美方町の現状を見たときに、どうしてもこの福祉と、もっと言えば、介護的な福祉については率先的にやっていかなければ、今後医療費等の増大等も考えられる。そういう中で、我々はこの地域拠点整備を主張してきてるわけでございまして。

そういう中で、やはり先程の、この間のまちづくり計画等の中に予算等の組み込みはされてると、こう申しましても、基本的にはそう一朝一夕で、例えば平成17年度にすぐにそれがすべていくかということになっても、確かにハード的な部分では整備されましたけれど、今後そのハードにどのように息吹を吹き込んでいくか。もっと言えば、この推進する体制がどうなっていくのかというのが、一番やはり気がかりでならないわけなんです。そういう面では、この事務機構がどういうものになっていくのかというのが非常に関心事でございまして。

そういうふうな背景の中に、どうしても確かにプール等しますと収益的な事業ではないかと、赤字はどうなるんだというふうなことが、先回のまちづくり計画の中でも出されて

ました。しかし、我々の位置付けとしましては、やはり収益的に経費等きちっと押さえ、またそれを抑制していくという努力は必要ですし、当然していかなければならないと、このように思うんですけど、それ以上に先程の冒頭に述べましたように、どうしても政策的な事業であると、このように位置付けているわけなんですけれど、そういうことを多分町長会等でも話されているとは思いますが、どういうふうな認識になっているのかまずお伺いしたいと、このように思いますし、同じく2つ目としましては、そうしますと今言った推進する母体がどこになるのか、もっと言えば、先程地域局等の話も出とったわけなんですけれど、じゃあ地域局ですか、いやいややっぱり本庁ですか、またそういう部署が本当にあるのかどうかということが、一番懸念される部分なんですけど、そういうことをどのように今、具体的に1月か2月にしか出てこない、このように言っとられるんですけど、途中経過でもいいですけど、その辺をどういうふうに話されているのか、ちょっとお伺いしたいなと、このように思います。

岩槻会長 まず第1点の、美方町さんが御計画なさっています温水プールあるいはグラウンドゴルフ、そういった点で新町まちづくりの財政計画の中にもきちっと位置付けておられるわけですが、年次も分けて。そういう中で、できた暁、プールでございますとやっぱり使用料いただいて、そして運営するということになります。そこで私どもとしても、収益性とかそういう言葉は使っていませんが、できた後にどういう経営状況になるのかということ、上田町長さんにも御指摘をさせていただいて、データも出していただいております。一番いいのは収支バランスがきちっととれればいいんですが、そうで仮になかっても、行政が健康づくりとか町づくりをやるわけでございますから、これはでは、わかりやすく言えば、収支が赤字になるからこれをしないというものではございません。そういった点で、資料を出していただく中に、まあまあこの程度ならばそう心配しなくても、先にやっぱりできたものは3町といいましょうか、2万3,000の町民が大いに利用して、利用率を上げればいいわけですし、する努力は当然するわけでございますので、私どもとしては、拠点事業として何ら疑義持つことなく計画に上げておるということでございますので、是非そういうふうに御理解を願いたいというふうに思います。

それから組織の中でどこが持つのか、これはきょうここでどうこう言えませんが、例えて言いますと、庁舎等になりますと当然建築委員会、そういうものも必要でございましょうし、いろいろなことは話題として出しておりますが、きょう明快にどの部でどの課でというようなことは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。しかし気にかかる点だらうと思っておりますから、その辺はやっぱりこの体制、それも非常に大事だというふうに思っておりますから、それなりのところに所管を決めていかななくてはならないなというふうに思っております。そして、例えば補助事業でやりますと県との対応というようなことにもなりますし、そういうところも配慮しながら所管課は決めていきたい、こう思っております。

吉田議長 美方町の吉田なのですが、今のことについてちょっと再質問といいますが、質疑をしたいと思うんですけど。

基本的に今、収益的事業ではなくやはり先程言ったように3町の、3町といいますが新町ですね、新町の拠点であると、もっと言えば施設であると、この認識はされてると、こない思っておりますし、2万3,000の町民が本当に活用できる工夫も必要だというふうに仰された。また、先程私が言ったように、やはり今後介護予防というものに力を注いでいかなければならない状況の中で位置付けていただきたいということも、多分認識はされて合併特例債等の適用も受けられると、そのような話になっておると、このように認識しておることなんですけど、再度その辺をもう一度確認したいということ。

それともう1点、推進する部署ということの中で、一つのこれは私の案なんですけど、それは私の案であって、町長会、または職務執行者の範疇でございますのでとやかく言えるような形ではないんですけど、やはりこの全体的な眺めを見たときには本庁部署できちっとその辺の肉づけ、また、それをどういうふうに推進していくのが必要だということでも高所から見られるということが必要ではないかと、このように思いますし、逆に地域局にも福祉関係は充実させるということになれば、その辺が出先機関という言葉がいいか、ことがどうかかわからないんですけど、やはりその辺に実践をさせていくと、このような関係で地域局と本庁との関係を明確にしながら、また、どこまで権限を地域局に持つていくのかと、その辺のことも考えの中に入れていただきたいと思っておりますし、またそういうことが入れていけるような環境にあるのかも合わせてお伺いしたいなと、このように思います。

岩槻会長 まず第1点の、所管する部といいましょうか課を、本庁に置くのか地域局に置くのか。これは、きょうも御指摘ございますから、我々としても今後、人事配置とかいろいろなることを手がけていくわけでございますので、そういう中できちっと位置付けたいというふうに思います。確かに拠点事業はその地域だけでやるんでなくて、3町といいましょうか、一つになった香美町の中でのそれぞれの役割を果たす拠点施設であるわけでございますので、御指摘の部分もわかるわけでございますから、そういった点は念頭に置いて、今後、機構あるいは人事配置というものを考えていきたいというふうに思います。

それから、推進上でいろいろ御指摘受けましたが、なぜ拠点事業に位置付けたかということですから、そのことを私どもはきちっと押さえて、現在話し合いをしておることとございまして、今、若干まあまあ疑義といいましょうか、御心配の面もあつての御質問かと思っておりますので、そういうことのないように人事配置なり機構というものを考え、機構をどこに持つていくのかという点についても、大いに今後検討して決めていきたいというふうに思います。

吉田議長 他質疑ございませんでしょうか。

谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。先程お尋ねするのを1件、多少筋が違っているかとも思うんですけど。

先般、財政計画の10年度の見通しが出されたわけです。その中で物件費については、本庁の臨時職員は計上してない。しかし、出先機関においては計上してある。それはやっぱり合併の目的である財政を考えると、現在の本庁の職員の中で、臨時職は本庁の中で賄っていくという基本的な考え方の中で、財政計画はなされているというふうに受けとめておるんですが、それに変わりありませんかどうかをお尋ねしてみたいと思っています。

吉田議長 事務局長の方から答弁させます。

藤原事務局長 今、谷淵委員さんの方から、財政計画における物件費の中で、臨時職員の関係の御発言があったわけでございますけれども、全くそのとおりでございます。そのように御理解をしていただけたらと思っております。以上でございます。

吉田議長 他、質疑、御意見を受けたいと思っておりますけれども、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ではないようでございますので、質疑、御意見を打ち切りたいと、このように思います。

では協議第66号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 御異議なしの声がございましたので、協議第66号、事務組織及び機構の取扱いについては、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第67号、一部事務組合等の取扱い(その2)についての件を議題とし、事務局から朗読説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは34ページをご覧いただきたいと思っております。協議第67号、一部事務組合等の取扱い(その2)について。一部事務組合等の取扱い(その2)について提出する。平成16年9月20日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目2-(6)一部事務組合等の取扱い。1、美方町、村岡町及び香住町が加入し

ている美方広域消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。2、美方町及び村岡町が加入している公立八鹿病院組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。ただし、新町に係る当該組合の事務処理区域は、現行の美方町及び村岡町の区域とする。3、美方町、村岡町及び香住町が加入している北但行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合（広域ごみ・汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに広域ごみ・汚泥の処分に関する事務）に加入する。4、美方町及び村岡町が加入している美方郡広域事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合（農業共済事業に関する事務、それから火葬場の設置及び経営並びに霊柩車の運行に関する事務）に加入する。ただし、火葬場に関する事務）については、新町の火葬場が整備されるまでの間、現行の美方町及び村岡町の区域を対象として加入することとする。5、介護認定審査会に関する事務については、新町単独で実施することとする。6、美方町、村岡町及び香住町が加入している北但広域行政協議会（電算処理、法令外負担金審査に関する事務）については、合併の日までに調整するものとする。

若干、この中で御説明をさせていただきたいと思います。現在、3町におきましては、ただいま議案の中にもありましたように、美方広域消防事務組合、八鹿病院組合、北但行政事務組合、美方郡広域事務組合等に加入し、事務の一部を共同処理しております。また、地方自治法の規定によりまして設置されております北但広域行政協議会では、電算処理事務の一部を共同して管理及び執行をしております。このように現行の一部事務組合、協議会等での事務処理について、新町での取扱いを調整する必要があるわけですが、本来、新町で事務処理できるものは新町で処理すべきであります。新町単独で処理することが、費用面や業務運営上非効率である場合には、広域で行うことにならうかと考えております。

こうした観点から検討しました結果、特に4に上げております農業共済事務につきましては、新町で処理するのも美方郡広域で処理するのも、経費面等ではほとんど変わりはないので、新町で処理すべきと考えておりますけれども、農業研修センターの財産管理上の問題や火葬場の運営を、当分広域で行わなければならないことから、新町で火葬場を建設するまでの間は、農業共済事務、それから火葬場事務とも、美方郡広域で処理することとする考え方で提案をさせていただくものでございます。以上でございます。

吉田議長 以上で説明が終わりましたけれど、これから質疑や御意見を受けるわけなんですけれど、私抜かっておりましたが、村岡の井上源一委員が早退の届けが出ておりますので早退されたということを報告し、御了承願いたいと、このように思います。

では、早速ではございますけれど、協議第67号につきまして、質疑、御意見等を伺いたいと、このように思います。質疑、御意見ございませんでしょうか。

板坂委員。

板坂委員 この一部事務組合等の取扱いについて、今いろいろと御説明があったわけですが、この2番目にあります八鹿病院組合、この構成町のことをここでどうかこうとか言えることではないわけですが、現に美方、村岡は八鹿病院組合に入っておるわけでございますけど、新町になってから、香住町の皆さん方が八鹿病院組合に加入してもいいんだなというようなことがどうかなということを思いますので、その点を特に藤原町長にお尋ねしてみたいというふうに思います。

吉田議長 では、藤原委員。

藤原委員 いわゆる八鹿病院組合については、従来から村岡、美方ですのでそのまま継続して加入をする。香住町民がそのことによって非常に不利にならないか、香住町民、香住地区の人たちがですね。よく調べますとベッドの部分で少し料金差がある。これは香住病院も、今、香住町民と町民外とについてそういう差を設けております。従って、その不利と、それから香住町も全部一緒に入ることによって、当然のことながら人口割とかいろいろな割合に基づく、組合に対する負担をしなければならぬということとの費用との関係を考えるなら、今まで事務局で試算をしていただいておりますと、はるかに香住全域が入ることによる負担増の方が大きいということを聞いておりますので、やはり町全体の財政を考えて対応すべきではないかというふうに考えておるところでございます。

別途、そういう香住町民の不利の問題は、また問題があるとするなら新しい町において議会や首長さんが御判断されることであって、今の段階からそういうことを考慮をして香住地域も加入をするというふうなことにはならないというふうに考えております。

吉田議長 他ございますでしょうか。ございませんか。

谷淵委員。

ちょっと待ってください。静かにしてください、傍聴者。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。もう以前から病院問題は委員会をつくって、早急に方向付けを出すと。なかなかその問題が難しく、置き去りにされているとは思いませんけど、どういう計画の基に、どういう時期にどういうふうにするかという基本的な考え方をお伺いしてみたいと思っております。

吉田議長 会長、答弁。

岩槻会長 もう一つ突っ込んだ中身がどうかなと思うんですが、今、この2番にございますように、八鹿病院には3月31日で村岡、美方が脱退して、すぐ香美町の中で村岡、美方区域として加入する。これはもう病院の管理者でございます市長さんあるいは病院の

助役、総務課長とも上田町長と面談いたしまして、エリアについても了解はとれておるわけでございます。そして、この病院全部を含めて、新町になった香美町の中で、村岡病院あり、香住病院ありと、こういう形になるわけございまして、そこでの今、谷淵委員さんの御指摘かなど、どういうふうにあれだということございまして、これはそれぞれ病院経営については、また合併後もどういう形で健全運営ができるのかという点は、今後大いに検討される、していかなくはなりませんし、されていくことだというふうに町長会等では話しておるわけでございます。

吉田議長 では、谷淵委員。

谷淵委員 今、会長の方からお話が出ておりますけど、私はやはり一日も早く委員を選び出して、そして、合併までには基本的にこうだということを取り上げていただいて、討議をしていただく方が正しいと思うし、それが合併に向けても、住民の病院に対する信頼度も高まると思うんで、重ねて協議会長にお伺いしてみます。

吉田議長 会長、答弁お願いします。

岩槻会長 基本的に話題にはもう、話題といいましょうか、しておるわけでございますが、病院企業会計でいうところの収支のバランス、これが崩れておる。これは償却とかいろいろなところを見るわけでございますので、としながら単年度収支でいけばどうかということも、考慮に入れて我々は話しておるわけでございますので、全体的なところについては、香美町になった新しい町の中で、さらに経営の改善とかそういうところについても大いに検討していくということになっておりますので、そういうふうに御理解願いたいというふうに思います。

吉田議長 他にありますか。

本城委員。

本城委員 美方町の本城です。今こういうふうなことを申し上げるのはどうかなというふうな思いをしておるんですが、今、温泉町、浜坂町では合併の問題が起きておりますし、そしてまた、私ども3町で合併ということで、どちらも美方郡を名乗っていくということになっておるわけでありまして、そこでこの表に出ておるように、消防に関しては今までどおりで何ら問題はないというふうに思っておるんですが、その他のものに関して、本当に郡広域というものを、今よりももっともって育てていく、あるいは活力を出していくというふうな観点から考えますと、いわゆる西の方との話し合いというものが十分になされていかなくはいけないというふうに思うんですが、行政と行政との話し合いですので、

そう非常識な形にはならないであろうというふうには思うんですが、しかしながら、また行政であるだけに、いつどんな形で破綻を招きかねないというふうな心配も一部ではするわけであります。今までに美方郡広域をどういうふうにやっていくのか、いわゆる加入していくのか。ここには消防、それから農業共済、あるいは火葬というふうにあるわけですが、それらの話し合いがどの程度詰められておるのか、その辺わかりましたら少しお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

吉田議長 では、事務局長の方から。

藤原事務局長 2町との関係します広域事務処理の関係につきましては、当然連携が必要になってきますので、事務局と事務局の中では、いろんな情報交換する中での調整についての議論はさせていただいております。ただ、事務局としてこうあるべきだみたいな、それ以上のことにつきましては、なかなか判断もできにくい問題もございますので、その辺はトップのお考えで、ある程度の調整というものが必要になってこようかというふうにご考えております。

吉田議長 では会長、答弁をお願いします。

岩槻会長 率直に申し上げまして、美方郡広域の中で、そういうことが話し合われたかということになりますと、ございません。(発言する者あり)1度だけ、浜坂の町長さん、郡の管理者でございますので、短時間でございましたけれども私の役場に来てお話がございました。その際も、美方郡の町長会とかそういうものをやって、そして、いろいろと話をする必要がありますなあということは申し上げてきましたけれども、では郡の町長会が招集されて、こういう今ここに上がっておりますような火葬でございますとか、共済でございますとか、消防でございますとか、そういうことが話し合いのテーブルに着いたかという、なされておられません。ですから、浜坂町長がお越しになったときには、郡の広域事務組合ですから共済のことであったわけでございますが、その辺については我々もまた、こちらの3町で進めておるわけでございますから、そういう場でも話題にしていきたいと思いますので、話題もいたしましたししますが、きょう御提案申し上げておるとおりだということでございます。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。ここに協議事項として提案されておるわけですが、私はここに提案される以上は、ある程度の話し合いはなされて、その上でこういうふうにご提案をされてきたのかなという理解をしておったんですが、今の会長さんのお話を聞きます

と、これは私どもといいますが、3町側の思いをここに載せておるといふような理解し
できないように思うんですが、これはきょう確認とかどうかということできなしに、もう
少しやはり話をさせていただいて、詰めていただいた段階で、西2町との話し合いの中でも、
こういうふうになっておりますといふようなことが出た暁で、再提案をしていただくとい
うことの方が、我々としてはよしそれでいこうやといふようなことが言いやすい。あるい
はまた、先程村岡の谷淵委員の方から出ておりました、要するに病院の問題ですね、これ
は確かに香住の町長さんの方から、当初いわゆる専門的な方々も含めた委員会を設置して
検討していきますという回答をいただいておりますので、私ども素人では十分なことはわ
かりません。ですから、それも仕方がないなといふふうには思っておるんですが、それら
にしましても、合併後ということになるかと思うんですが、そうじゃなくして、やはり
できるだけ早い時期にそういうふうなものを設置していただいて、この合併協議会の中で、
今こういうふうな段階までの話を詰めておりますといふような説明をいただければ、非常
にありがたいな。また判断がしやすいのになといふような思いがしておるんですけど、い
かがなものでしょうか。

吉田議長 では、病院関係については副会長の方からまず。

藤原委員 病院問題につきましては、今までからいろいろと議論が出ております。香住
病院の経営赤字云々といふような御指摘もありますが、これらについても再々御説明して
おりますように、赤字の大半が減価償却費だといふような問題、それから償還金の残があ
るといふような問題、これらが少し誤解をされてる部分もあります。従って、それらも含
めて新しい新町に2つの病院ができる。それから診療所なんかもあるという中における医
療体制をどうしていくかということは、当然検討していかならん。住民の医療の供給と
いう観点と経営という観点と2つの面から考えていかなければなりませんし、それは短期
間にごく限定された者だけでやるべきような問題ではないんで、新町になってから新しい
首長さんに、精力的に専門委員会のようなものをつくってやっていただくことが必要では
ないかといふような御提案をしておりますし、町長会でもそういう考え方の下に申し送り
をしたいといふふうにご考えているところでございます。

今、本城委員御提案の、今からでもとりあえず取り組んではどうかと、そのことも悪い
ことではありませんけれども、やっぱり根本的なことについての検討いただくのに、中途
半端にやって、また新しい体制で変わっていくといふようなことがいかなものかな。そ
れから、この問題は単に病院のことというよりも、要は新しい町が、今の3町が病院に関
していかに財政支出をしているかといふような全般的な問題もありますので、病院の経営
と合わせて、病院組合に対する費用負担の問題も含めたかなり広い範囲の検討をしな
きゃならんと思います。従って、気持ちとしては本城委員の気持ちに賛同するんですが、実
際の作業として中途半端にやってかえってまずいんじゃないか。合併までにやったことが有

効に次に引き継がれるかどうか、少し不確実ですし、それよりも合併後本腰を入れて、将来にわたる体制を検討してもらう方がいいのではないかと、そういう観点から御提案をしていることですので、よろしく願いしたいと思います。

吉田議長 では、広域的なことについては会長の方から答弁願います。

岩槻会長 私の方も、私が直接ではないんですが、町長会等を通じてやるべきではないかと。誰がその音頭をとるのかということで、私は内部でも指摘はしておるわけでございます。ですから、例えば4番でしょうか、美方町及び村岡町が加入している美方郡広域事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合、農業共済云々と書いてあるんですが、特に火葬場の設置及び経営並びに霊柩車の運行に関する事務に加入すると、こういうふうになっておるわけでございまして、ただしというところが、火葬場は香住町さんが改築をやられる時期については、場所等も考えてどうかということも話題に出しておるわけでございます。そこで、温泉町さん、浜坂町さんの2町合併も、同じようにやっぱりこういう関連のあるところは3月31日で脱退する。そして4月1日に加入するというふうになっておるやに聞いておるわけでございますので、今その連携のところを御指摘受けておる、そこはわかるんですが、私はその辺は若干個人的にはお話ししておる面もございましてしますが、では、その旗振り、私の方がやるのかどうかということで、やっぱり郡の町長会長とか管理者もおられるわけですから、そこからお話が、私の方が先か向こうが言うべきかということでなくして、そういう組織があればそこが呼びかけといいましょうか、そういうことをやるのが筋だと私は思っておるところでございまして。

吉田議長 傍聴者、静かにしていただけますか。もしこれ以上続くようでしたら退場を願わなければならないと思いますので、御注意ください。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。会長さんの御説明も十分理解はするんですが、今いわゆる美方郡では町長会というものがある、あるいは、その他にも議長会もある。そういう組織そのものがあるということは十分に承知はしておるんですが、ですから筋論というよりは、今その美方郡4町が、2町と、そしてまた2町と1町との3町とということによってこういうふうに合併の話が進んでおるわけですから、筋論よりも、むしろこちらの方からでも、こういうふうな提案をしていかなきゃいかん時期になっているから、何とか少し話し合いを持ちたいというふうな方法で、話し合いを持っていただいてもいいんじゃないかなと。筋論で向こうから言ってくるまで待っておるというふうなことではなしに、もし、そういうふうに待つということであれば、これの提案はもう少し先にしていかないかんのと違うかな

というふうな思いがするものですから、もう少しはっきりとした形のものがわかってから提案されてもいいんじゃないかなという思いでお聞きをしておるんです。

吉田議長 あえて今、そういうことで、多少会長の発言について、今、本城議員の方がちょっとそれでは性急過ぎないかと、もうちょっとやはりきちっと打ち合わせしてから提案するべきではないかと、このような意見が出とるんですけれど、皆さんもう少しどう思われるのか、今どう考えられているのか、本城委員の考え方はわかったんですが、他ちょっとお聞きしたいなと思うんですけれど。

はい。

上田(孝)委員 香住の上田です。先程からこの問題、どの委員さんからもごもっともな私は意見だというふうに伺っております。これ以上、この議論続けても、恐らく確認しようかというところまでいかないというふうに考えられますので、私のこれは提案ですけれども、今言ったことを含めて継続審議ということで、改めて次回にでも出していただくということで、この場はこの協議は進めていただきたいとかように思いますが、諮っていただけないでしょうか。

吉田議長 会長、答弁。

岩槻会長 いろいろ御指摘受けておまして、美方郡の一員である私ども、美方町さんと、ではそういうことがきちっとできておるかということになると、御指摘の面はございます。では、先程くどいようすけども、私はそれなりにそういう届くようにはちょっと言ってきておるんですけども、それになってないということでございます。ですから、今、香住の議長さんからもございましたように、そういうことをやっていきますが、基本的にはこの考えであるということでございますから、基本的には、そこをお説のように今度は協議会へ出るわけですから、私の方から申し込みをやりましてやりたいと、こう思いますんで、そういうふうにひとつ御理解願いたいというふうに思います。

吉田議長 今、会長の方から、基本的には、方向的にはこういう方向でしていきたいと。しかし、最終的にはそういうことが相調ってから確認ということにしたい。だから、この方向性についての下で2町ですか、と話し合いを持って行って、最終的にそれが確認された時点で確認ということにするということでしょうか。(発言する者あり)方向性的にはこれでよろしいですか、とりあえずこの4番については。(発言する者あり)

では、そういうことも含めて、やはり確認された時点で確認ということにしないと、ちょっと今の状況では、これで確認ということならんと思うんですけれど、継続協議ということではよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、そういうふうな形で、4番につきましては方向性は支持するが、最終的に話しになった時点で、オーケーが出た時点で確認するというので、次回まで継続協議と、このようにさせていただきます。

ちょっと暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 静粛に。静かに願います。12時になるんですけど、もう少しありますんで、12時過ぎても延長させてもらいたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、続きまして協議第68号、新町まちづくり計画についての件を議題といたします。

事務局長の方から説明を求めます。

藤原事務局長 36ページをご覧くださいと思います。協議第68号、新町まちづくり計画について。新町まちづくり計画について提出する。平成16年9月20日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目2-(1)新町まちづくり計画。新町まちづくり計画については、別添のとおり定めるものとする。

説明でございますけれども、この内容につきましては町長さん方を除きます委員さんにつきましては、前回の小委員会の際に、まちづくり計画の成文になるものをお配りをさせていただいておりまして、それを本日お願いしたいという御案内をさせていただいておりますけれども、内容はその計画が内容となっております。

本日冒頭に、新町まちづくり計画に係ります報告案件が承認されましたことを受けまして、協議案件として提案させていただくものであります。

なお、本案件につきましては、県知事への正式協議にかけます新町まちづくり計画として位置付けたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

従いまして、本案件が確認されますと、これをもって県知事に正式協議させていただくこととなりますので、賢明なる御決定をいただきますようお願いをいたしたいと思います。

因みに正式協議の結果、県知事の承認をいただきましたら、次回の協議会に県知事の承

認の報告案件として、御提案をさせていただきたいと思っております。

なお、先回このまちづくり計画の扱い方について、吉田議長の方からも確認を求められまして、私の方から日程の説明をさせていただきましたけれども、先回の協議会等で、このまちづくり計画の最後のあたりの取扱いについての関係を確認する中で、ただいま御説明をさせていただきましたように、本日もし確認がいただけるようでありましたら、これをもって県知事への正式協議に臨みたい。その承認が得られましたら、次回に県知事の承認ということでの報告をさせていただきたいと、このような手順を考えておりますので、この点についても御理解をいただきたいと、このように思っております。以上でございます。

吉田議長 では、今の説明等につきまして、御質疑、御意見がございましたらお受けしたいとこのように思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、ないようでございますので、協議第68号につきましては、確認することに決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声ございましたので、協議第68号、新町まちづくり計画については確認されました。

それでは確認されました内容をもって、県知事への正式協議とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本日予定しておりました協議事項は終わりましたが、ここで会長から発言が求められておりますので、許可したいと思います。

岩槻会長。

岩槻会長 2点について御理解いただきたいと思えます。

1つは本城委員さんからの御質問もございましたが、美方町、村岡町から議員さんの連名によりまして、議会の議員の任期特例でございましょうか、これについての要望ができるのがどうかという御質問をいただいております。実は、この2町の代表である方々に口答ではありますが、説明をしてきておったその結果を、実は8月30日の香住での第14回協議会の場でこういうふうに回答したと申し上げようと、こう思っておったんですが、台風等の接近で切り上げて延会になったものですから、つい本当に申し訳なかったのですが、そのままになったわけでありまして。これをいただきますから若干日数が経過して

おりましたが、8月25日の日に私と上田町長と事務局長と3人で美方町の役場に行かしていただいて、村岡町の代表でございます白岩議員さんと美方町さん、中村議員さん、さらには事前にお電話の中で一人で聞いてもなかなか私の言ったことが全部含めて、また斟酌するとなかなかかなりにくいので、という御意見でございました。そこで、もうおひとかたということではということで、お二人の方に美方町の役場においていただいて、お話を申し上げたと、しかも私も別々に話しておれば、なかなか同じことがいえないこともありますし、それでお集まりいただいて回答申し上げたということでございます。

その1つはですね。初めは来年の3月を目標に合併をしてあったのが、今回、特例法の改正によりまして、4月1日に合併を変えたと、そうすれば17年度の予算審議がなされるのではないかと、そして3町の拠点事業を3町とも取扱うかということを見届けることができるということであったわけでございます。そこで、16年度決算まで任期特例を実施していただくことを議員連署で要望するということいただいておったわけでございます。

そこで考え方でございますが、まず、4月1日になって、合併が1カ月延びることの考え方でございますが、現職の議員さんについては、3月31日をもって失職になるわけでございますので、新年度の予算を審議することにならないと3月31日では。しかし、3月議会が開かれるわけでございますので、各町においては、ひとつの申し合わせの中で、新年度の暫定的な予算を組んで持ち込むとそれを4月1日に職務執行者が専決するとなるわけでございますので、3月議会の中で、ではどういう形で決算を組むのかということが、もちろん首長として御決断するところでございます。そこで十分反映することができるということになってまいりますので、そういうふうに理解をいただきたいと申し上げているところでございます。

それから2つ目に、拠点事業が本当に予算化されるのかということの御疑問をもっておられたんですが、これがこのこれまで申し上げておりますように、すでに事務局が市町振興課のヒアリングをうけて、財政的に拠点事業については、前半の5年間にきちっと位置付けられておるわけでございます。どの町も17年からそれぞれ事業に入る。美方町さんですとプールとグランドゴルフが、両方が17年からとはなりませんけど、1事業については17年から、次の事業については18年からという形で割り振られておるわけでございますし、私の町の特養も17年、18年というふうになっておるわけでございます。香住町さんの庁舎についても、18年度ヒアリングは終わっておるわけでございますので、これは御心配ありませんので、ここでお話申し上げておるわけでございます。

そして、在任期間を延ばすきちとした理由は16年度の決算を見届けてという御意見もあったわけでございますが、これにつきまして、合併協議会で出ておりますように決定事項であります。しかも、その前段はですね。町長、議長、議会の議員さんを除いた議会の議員の任期及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会で議長さんが、それぞれの町の意向をまとめてお出になって、小委員会で任期特例は使わないと、そして、議員定数はいろいろあったけど3、6、11と。いうことに小委員会で任期特例は使わないとなって、

小委員会でもう決定したということでございますので、そしてそのものが、全体会で付されて満場で全会で決定したいということでございますので、これを是非御理解いただかなければならないということを申し上げたわけでございます。

そこでいろいろなやりとりがあったんですが、議員さんとしては、やはり町を思いということは理解できます。そこで議会がきっちとですね御判断をしていただいて、議長さんがまた、こういう協議会にあるいは小委員会に戻すのか。そういう手続きがないとこれはできないと。よその例をみましてもみなそうでございますので、ですから、これは私は決定事項であるのでやりなおすことは出来ませんということを申し上げておりますので、きょうは改めて、私と上田町長とがこの出された内容につきまして、そういうふうにしたいということでありますので、きょうは改めて理解を得ておりますが、遺憾の意を表明しながら、こう申し上げる次第であります。

それと1つはですね。合併調印の日のご案内を申し上げておるわけでございますが、これが合併協議会の中できちと申し上げて、認識をいただいてない中にああいう案内をしたという御指摘を受けるわけでございます。そういった点で、ずいぶんこれまで委員さん審議いただきまして、概ね協議し決めていただかなければならないことは、ある程度終わりになってきたと判断をするわけでございます。そこで若干、協議会の委員さんには内々に調印式の日程をお話をしたこともございますが、では、こういう場で了解を得てない点も確かにあったというふうに思っておるわけでございまして、こちらの不手際ですので、そういう誠意といいましょうか。欠けていた点につきましてはお詫びを申しあげます。29日の協議会を予定しておるわけでございますので、合併の調印式10月2日午後1時から香住町の中央公民館ホールで開催したいということを、きょうは御報告申し上げて御理解を願いたいと思うわけでございます。

きょうは2点について、改めていろいろ不手際ありましたがお詫びを申し上げて、御理解を願いたいと思うわけでございます。なお、改め御案内するのが、調印式ですね。失礼だと思ふわけでございますが、是非是非御理解を願いたいと思うわけでございます。

吉田議長 以上2点について、会長の方からその他の項目で報告がありました。

まず1点が村岡町、美方町の議員8名が出された要望書の取扱い等についての経過説明が1点。それともう1点が、10月2日の調印式が行われるということを、先回の時にびしっというべきではあったけれど、遅ればせですけどきょうきちと報告さしていただいて是非出席していただきたいという2点についての報告があったように思います。

それでですね。本来ですと報告ですと質疑がないんですが、1点だけ私、聞いてみたいことがあるんですが、と申しますのは、先程1番目の要望書の取扱い、これはこの中に基本的には3号委員の方々からもいろいろな意見も出たりして、と申しますのが例の協定項目の中に合併時ということが多くありすぎて、3号委員にもきちと調印までには見せていくべきではないのかと、また協議するべきではないのかというような御意見、またその

8名の方々の中にもそういう意見があったんですけど、その取扱いどうなっているのかちょっとわかりにくいということ。それと、今合併協の中ではきちとした形で報告を受けて合併協の委員さんはわかったと思うんですけど、そのの方々に対する報告とそういう対処はされないのかその2点について、ちょっとお伺いしたいんですけど。

岩槻会長 全体で調整項目が223ございます。そのうちだぶつとる面がございますので221ということで、現在まで調整とかやってまいっておるわけでございまして、その中身については、現行のとおりのも、あるいは調整されたもの、合併時まで調整するもの、それから合併後のもの、こうございます。その中身については、局長の方から報告させますので、それを聞いていただいてまた御答ぎしたいと思います。

この報告書につきましては、文書とかいろいろなこともございますが、私は先程申し上げましたようにそれぞれの手続きをとってまいりますので、口答で申し上げたわけでございますので、正式に文書をもって回答さしていただくとかそういうことはもうどう考えていないわけでございます。

吉田議長 では、まず事務局長の方から。

藤原事務局長 合併時までの調整が多いということの中で、いろいろ危惧されてる面の御意見がでとるわけですが、現在合併時まで調整する必要がある項目の中で、具体的な方向性が示されていないものが、確か11か12項目ほどございます。それは、すべての項目の中でということではございませんでして、住民の負担に直接係りのあるものような内容の項目のなかで、方向性が示されていないものが確か11か12残っているということでございまして、その関係につきましては、現在専門部会の方で調整を急いでいただいておりますが、最終的には町長会で最終調整をしていただいて、次回の29日の協議会の時には、ある程度お示しをさしていただきたいと、このように考えています。

なお、協定項目の全般につきましてはでございますけれども、この項目につきましても方向性が示されていないものがたくさんございますけれども、これは協議会の中でこれまで主だったものについて、この協議会の中で報告をさしていただくというようなことを、町長さん方からも御答弁いただいたというふうに理解をいたしておりますので、ある程度の協定項目の方向が出ましたら、その都度、この協議会には御報告をさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

吉田議長 ちょっとくだいようなんですけど、議長として早く進めという御意見もあると思うんですけど、まず1点目のことにつきまして、報告、協議会の報告、また審議するとかあるんですけど、基本的に、やはりある程度議会との関係、確かに8名の議員だというふうに議会ではないということがあるんですけど、しかし、8名が署名されて

いるということの重みを、特に美方町の場合は考えていただきたいと思います。そういう面では、先程会長がこの要望者等について、まったくこれで終わりたいんだと報告は、終わりたいんだと、こういう御意見、考え方だったと思うんですけど、そこは本当にそれでいいのかという、私、議会を扱うもの、またその議決等する者としてはそれを十分考えていただきたいなあと、このように思いますし、先程協議の中で事務局長が協議会に報告すると、このようなことがあるんですけど、ある程度その辺も考えていただきまして、柔軟な対応、また議会との対応等も考えていただきたいと、こういうふうな思いがあるんですけど。最後、局長ではなく、会長に答弁していただきたいこのように思うんですけど。

岩槻町長 特に議員さん方、連名でその点につきまして、今議長さんからございましたが、元に戻せば議長さんが小委員会にでて、議会の声を言われて小委員会も判断されておるわけでございますので、8名連名でお出しになっているのはわかるんですが、議会としてですね。美方町議会なり、村岡町議会としてどうか。ということがまず先ではないか。そうでないと私はいけないというふうに思っておるわけでございます。

ですから、これが出た際も町長議長会をして、そしてその御意向を聞いて、口答になりますけども、私自身は先程申し上げたことをお話申し上げておるわけでございます。私のひとりの判断ではない。議長さん方も入っていただいいての上で回答しているわけですから、そうなりますとですね、では8人で連名で出される際にですね。議会としてどうかということを考えていただかなければいけない。私の判断が間違っておるかもしれませんが。合併については、合併協議会を立ち上げて、そこで決めてやっていくと、それを最終的には議会でそれぞれの御決定をいただかなければならないということは、私自身も重々承知しておるわけでございますので、議会の理解を得なければならぬということを思うんですが、としながら、すじとしては、そういうことでないと、私の立場で、ではどうしていかうとか、そういうことはなかなか言えないと、そこを2名の代表の方に申し上げたということでございます。

吉田議長 では、今これ以上言いませんけど、どうも水掛け論になってまして、私の意図が十分つたわっていないとこのように思います。

岩槻会長 先程申し上げましたけど、私の立場とすれば最終は各町の議会において結論を出さなければならぬという思いを感じておるわけでございます。そこでですね。もう一度町長議長会で意見を交わして、またそれなりの振る舞い方をする。次回の29日ございますが、そこで申し上げたいと思います。そういうことでご理解を願いたいと思います。

吉田議長 それでは、その他についての件につきまして、事務局から説明いたします。

藤原事務局長 それでは、本日の会議資料のレジュメの6、その他に次回の御案内をさせていただきます。9月29日、水曜日でございますけれども、午後1時30分から村岡町老人福祉センターで協議会を予定させていただきます。議題につきましては、報告第31号で新町まちづくり計画についてということと、先程継続案件になりました一部事務組合の取扱いについて、それから次に合併協定書についてということを書いておりますけれども、これは調印式の際、3町長さんで署名調印をしていただくわけでございますけれども、その概要を、委員の皆様方にもあらかじめこういった内容のものになりますということを、若干御説明、御報告をさせていただきたいと思っております。次の合併協定項目の合併時までの調整についてというものにつきましては、先程御説明をさせていただいた内容のものでございます。

それから(2)でございますけれども、合併協定調印式の関係でございます。10月2日土曜日、午後1時から香住町の中央公民館で予定をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様方にはいろいろ御案内の関係で不手際がありましたことを、重ねてお詫び申し上げますけれども、時間的なこともございますので、御案内は既に出させていただきます。おる文書でひとつ処理をしていただければというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、その際の時間の御案内は1時30分ということになっておりますですが、30分繰り上げて13時からということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

吉田議長 以上で本日予定をしておりました議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして第16回3町合併協議会は閉会をいたしたいと思っております。大変御苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町
合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....